

佐倉市の国民健康保険

～現状は？ 改革案は？～

2012年2月4日

主催：佐倉向日葵会

醍醐 聰

医療保険は五つに分立

①組合健保：企業が単独か共同で設立

②協会けんぽ：中小・零細企業が加入

③共済組合：公務員が加入

④市町村国保：自営業・農林漁業者

他の医療保険制度に加入できない人
(短期就労者等) の受け皿

⑤後期高齢者医療制度：

75歳以上の高齢者が加入

各制度間には財政調整制度がある

組合健保・協会けんぽ・共済組合・国保

支援金

後期高齢者医療制度

介護保険制度

前期高齢者医療 (国保内)

支援金

組合健保・協会けんぽ・共済組合

各医療保険の支出と財源

- 組合健保・共済の財源：すべて保険料
- 国保の財源：保険料 3 ・ 国 4 ・ 支援金 3
- 国保以外の医療保険の支出：約半分は支援金
- 後期高齢者医療保険の財源：
保険料 8 %、国・県支出金 49%、
他の医療保険からの支援金 41%
→「高齢者差別」とはいえない。

国保の保険者の特徴

- 平均年齢が高い (退職者が多いため)
- 1人当たり医療費が高い。
- 平均所得が低い。
 - ①退職者・失業者
 - ②被用者保険に加入できない短期雇用労働者 (転入の63%が社保離脱)
- 平均保険料が低い (所得比例部分)。

国民健康保険への加入

加入者

- * 自営業者

- * 退職者

- * 他の健康保険に加入資格がない人

保険税の納税義務者 = 世帯主

世帯主が職場の健保組合等に参加していても家族の中に国保への加入者がいれば世帯主が納税義務者

佐倉市国保の加入状況

* 加入世帯：

28,349世帯(総世帯の37.3%)

最高：野田市44.2% 最低：浦安市29.0%

* 被保険者：50,816人(総人口の28.5%)

最高：野田市32.7% 最低：浦安市22.0%

<2010年度末現在>

保険税の算定方法（佐倉市）

課税区分	基礎課税分 (医療分) 全加入者	後期高齢者 支援分 全加入者	介護納付金 分 40～64歳
所得割	算定基礎 ×6.3%	算定基礎 ×2.0%	算定基礎 ×1.2%
均等割	加入者数 ×21,000円	加入者数 ×5,000円	該当者数 ×11,000円
平等割	1世帯 28,000円	—	—
限度額	500,000円	130,000円	100,000円

国民健康保険料を比べると

～2010年度・1世帯当たり（万円）～

